

ID: 153

担当部署: 地域整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例 第16条		
例規番号	昭和49年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 町長は、次の各号の1に該当する者に対して5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第10条の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>(4) 前条の規定に違反して検査をこぼみ、又は妨げた者</p> <p>2 町長は、詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対してその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日